三　屋外貯蔵タンクの支柱は、鉄筋コンクリート造、鉄骨コンクリート造その他これらと同等以上の耐火性能を有するものであること。ただし、一の防油堤内に設置する屋外貯蔵タンクの全てが、第一項に定める屋外タンク貯蔵所の屋外貯蔵タンクである場合にあつては、支柱を不燃材料で造ることができる。

四　屋外貯蔵タンクのポンプ設備（令第十一条第一項第十号の二のポンプ設備をいう。以下この条において同じ。）は、同号（イ、ヘ及びトを除く。）に掲げる屋外貯蔵タンクのポンプ設備の例によるほか、次によること。

［イ・ロ　略］

ハ　ポンプ室の延焼のおそれのある外壁に設ける窓及び出入口にガラスを用いる場合は、網入りガラスとすること。

［五　略］

六　第二十二条第二項第一号から第三号まで及び第九号から第十六号までの規定は、前号の防油堤の技術上の基準について準用する。この場合において、同項第一号中「百十パーセント」とあるのは、「百パーセント」と読み替えるものとする。

（岩盤タンクに係る屋外タンク貯蔵所の特例）

第二十二条の三　［略］

［2　略］

3　前項に定めるもののほか、前条第一号の屋外タンク貯蔵所の特例は、次のとおりとする。

［一～七　略］

八　危険物を取り扱う配管、管継手及び弁（以下「配管等」という。）の構造は、第二十八条の五（第二項第五号ロに係る部分を除く。）に規定する移送取扱所の配管等の構造の例によるものであること。

［九　略］

（高引火点危険物の屋外貯蔵所の特例）

第二十四条の十二　［略］

2　前項の屋外貯蔵所のうち、その位置が次の各号に掲げる基準に適合するものについては、令第十六条第一項第一号及び第四号の規定は、適用しない。

［一　略］

二　柵等の周囲に、次の表に掲げる区分に応じそれぞれ同表に定める幅の空地を保有すること。ただし、第十六条（第二項第二号及び第三項に係る部分に限る。）の規定の例により、防火上有効な措置として同条第一項第一号及び第二号に規定する措置を講じたときは、その空地の幅を減じ、又はその空地を保有しないことができる。この場合において、同条中「同項第四号の表」とあり、及び「令第十六条第一項第四号の表」とあるのは、「第二十四条の十二第二項第二号の表」とする。

［表略］

（圧縮水素充塡設備設置給油取扱所の基準の特例）

第二十七条の五　［略］

［2　略］

3　圧縮水素充塡設備設置給油取扱所には、固定給油設備若しくは固定注油設備に接続する専用タンク、危険物から水素を製造するための改質装置に接続する原料タンク又は容量一万リットル（メチルシクロヘキサンから水素を製造するための改質装置に接続する場合には、三万リッ

三　屋外貯蔵タンクの支柱は、鉄筋コンクリート造、鉄骨コンクリート造その他これらと同等以上の耐火性能を有するものであること。ただし、一の防油堤内に設置する屋外貯蔵タンクのすべてが、第一項に定める屋外タンク貯蔵所の屋外貯蔵タンクである場合にあつては、支柱を不燃材料で造ることができる。

四　［同上］

［イ・ロ　同上］

ハ　ポンプ室の延焼のおそれのある外壁に設ける窓及び出入口にガラスを用いる場合は、網入りガラスとすること。

［五　同上］

六　第二十二条第二項第一号から第三号まで及び第九号から第十六号までの規定は、前号の防油堤の技術上の基準について準用する。この場合において、同項第一号中「百十パーセント」とあるのは「百パーセント」と読み替えるものとする。

（岩盤タンクに係る屋外タンク貯蔵所の特例）

第二十二条の三　［同上］

［2　同上］

3　［同上］

［一～七　同上］

八　危険物を取り扱う配管、管継手及び弁の構造は、令第十八条の二に掲げる移送取扱所の配管等の例によるものであること。

［九　同上］

（高引火点危険物の屋外貯蔵所の特例）

第二十四条の十二　［同上］

2　［同上］

［一　同上］

二　令第十六条第一項第三号のさく等の周囲には、次の表に掲げる区分に応じそれぞれ同表に定める幅の空地を保有すること。

［表同上］

（圧縮水素充塡設備設置給油取扱所の基準の特例）

第二十七条の五　［同上］

［2　同上］

3　圧縮水素充塡設備設置給油取扱所には、固定給油設備若しくは固定注油設備に接続する専用タンク、危険物から水素を製造するための改質装置に接続する原料タンク又は容量一万リットル以下の第二十五条で定めるタンク（以下この条において「専用タンク等」という。）を地盤面